

諮問番号：諮問第 50 号

答申番号：答申第 50 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市博多福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 3 項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると次のとおり。

- (1) 生活に困窮している。
- (2) 処分庁が保護申請を却下した理由の「失踪」について、審査請求人は生存しており、事実と異なる。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が審査請求人の保護開始申請を却下したことに、違法又は不当な点はないかということにあるので、以下判断する。

- (1) 生活保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関にあるとされている（法第 19 条）が、居住地がない要保護者については、居住地がないまま現在地保護を行うことは適当ではなく、まずは、アパート等に入居し、又は適当な施設に入所し、その後に保護の開始決定をすることとされている。そして、実施機関には、住居の確保のために必要な支援をすることが求められている。
- (2) 本件においては、処分庁は保護の実施機関に求められる支援を適切に行っている

と認められる。

それに対し、審査請求人は、処分庁が連絡を取った不動産業者から紹介された住居を断り、自分で住居を探す旨を申し立てたことが認められる。

そのため処分庁は、審査請求人に対し、平成29年8月25日までに住居確保の進展状況について連絡するよう指導したが、審査請求人は同日まで何の連絡もしておらず、また、連絡できなかったやむを得ない事情があるとも認められない。加えて、審査請求人に対し処分庁から連絡する手段もなかった。

保護の開始決定は申請者の住居が確保されたとき以降に行うこととされていることから、上記の状況では、処分庁は、仮に保護の必要性を認識したとしても、開始決定をできない状況にあったと認められる。

(3) 一方、生活保護申請に対する保護の要否等の決定は、申請のあった日から30日以内にしなければならないと規定されており、本件の場合平成29年8月4日が保護の申請日であるところ、同年9月1日に本件処分を行っている。

(4) 本件においては、平成29年8月22日の来所を最後に審査請求人の行方がわからなくなり、連絡を取る手段も無い中で、処分庁は審査請求人に対する保護の要否等について調査及び決定をすることができない状況になり、かつ、いつになったら審査請求人と連絡を取ることができ、申請に対する決定ができるのか見通しも立たない状況にあったと認められる。そして、そのような状況に至ったことについては、処分庁が住居の確保の支援をしたにもかかわらず、審査請求人に住居を確保しようとする姿勢がみられず、また、住居確保についての経過報告を指導したにもかかわらず当該指導に従わなかったという事情が認められる。

このような、審査請求人の非協力的な態度からすると、審査請求人は「保護を要する状態にはない」と判断することができると認められる。

(5) 本件処分の理由については「申請者の失踪による」という不十分な説明しかなされていないものの、本件においては、(4)のとおり、審査請求人に対する保護の必要性はないものと認めることができ、一方では、申請のあった日から遅くとも30日以内に保護の要否等を決定するという法の規定がある中で、処分庁が、平成29年9月1日時点で、審査請求人に対する保護申請を却下するとの判断を行ったことはやむを得ないものと認められる。

(6) その他、本件処分において、考慮すべき特別な事情も見受けられないので、本件

処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年12月26日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、平成30年1月23日及び同年2月27日の審査会にて調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、生活に困窮していること及び処分庁が保護申請を却下した理由の「失踪」について、審査請求人は生存しており、事実と異なることを理由として、本件処分の取消しを求める主張をしている。

本件審査請求の争点は、処分庁が審査請求人の保護開始申請を却下したことに、違法又は不当な点はないかということにある。

「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日付け社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）では、居住地がない要保護者については、居住地がないまま現在地保護を行うことは適当でなく、まずは、アパート等に入居し、又は適当な施設に入所し、その後に保護の開始決定をすることとされている。そして、実施機関には、住居の確保のために必要な支援をすることが求められている。

本件においては、処分庁は、審査請求人の施設入所の可能性を検討し、それが困難であると判明した後は、不動産業者に連絡を取り、入居可能な住居を提供できる不動産業者を審査請求人に紹介していることが認められる。したがって、処分庁は保護の実施機関に求められている支援を適切に行っているといえることができる。

それに対し、審査請求人は、当該不動産業者から紹介された住居を断り、自ら住居を探すことを申し立てたことが認められる。そのため、処分庁は、審査請求人に対し、平成29年8月25日までに住居確保の進捗状況について連絡するよう指導したが、審査請求人は同日までに何の連絡もしておらず、また、連絡できなかったやむを得ない事情

があるとも認められない。加えて、審査請求人に対し処分庁から連絡する手段もなかったことが認められる。

保護の開始決定は申請者の住居が確保されたとき以降に行うこととされていることから、上記の状況では、処分庁は、仮に審査請求人を保護する必要性を認識できたとしても開始決定をできない状況にあったと認められる。

また、生活保護申請に対する保護の要否等の決定は、申請のあった平成29年8月4日から30日以内にしなければならないとされている（法第24条第5項）が、審査請求人の非協力的な態度が処分庁の調査期間中続いていたことからすると、同年9月1日をもって本件処分を行ったことはやむを得ないものであったと認められる。

なお、本件処分の通知書では、却下の理由について、ただ「申請者の失踪による」と記載されているのみである。処分理由については処分の相手方はもちろん第三者から見ても明らかなものであることが求められるところ、処分庁は、審査請求人の保護の要否等についてどのように判断したのか、そのように判断した理由は何なのか、もっと丁寧に記載すべきであったと思われる。また、保護申請に対する決定が申請の受理後14日を経過したときの理由についても何も記載がない。法第24条第6項では、このような場合における理由の明示が定められているので、今後改善されるべきであると思われる。しかしながら、これらのことは、本件処分を取り消すほどの実態上の違法とまではいうことができない。

以上のとおり、本件においては、審査請求人に対する保護の必要はないものと認めることができ、一方では、申請のあった日から遅くとも30日以内に保護の要否等を決定するという法の規定がある中で、処分庁が、平成29年9月1日時点で、審査請求人に対する保護申請を却下するとの判断を行ったことはやむを得ないものと認められる。

その他、本件処分において、考慮すべき特別な事情も見受けられないので、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のことから、本件審査請求には理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子